

奈良県へ修学旅行でお越しのみなさまへ ～新型コロナウイルス感染症についての相談や受診の流れ～

- ▶ 修学旅行において生徒に新型コロナウイルスの感染を疑う有症状者が発生した場合、旅行の責任者は下記の相談窓口にて電話相談してください。（必要に応じて帰宅についても検討）
- ▶ 旅行の責任者は、感染拡大防止のための情報収集（「[県内宿泊施設における新型コロナウイルス感染症ガイドライン（第3版）](#)」P.8, 9 参照）をしてください。事前に準備しておくことにより、陽性結果が判明した場合、速やかな対応ができます。
- ▶ 修学旅行等団体旅行の行程継続については、旅行の責任者の判断となります。

修学旅行で奈良県内に滞在中に、新型コロナウイルスの感染を疑う有症状者が発生

- まずは客室内での待機等により感染対策をし、他の宿泊客との接触を避ける
- 旅行の責任者は「**近隣の医療機関**」に電話相談

※各宿泊施設の近隣の医療機関については、事前にご確認をお願いします

（医療機関名： _____ TEL: _____ 対応可能時間： _____）

- 近隣に医療機関がない場合は、「**新型コロナ・発熱患者受診相談窓口**」に電話相談
（TEL:0742-27-1132 平日・土日祝日 24時間対応）

感染が疑われる場合 （診察・検査が必要と判断された場合）

PCR検査等の実施まで、宿泊施設での待機場所等で、他の宿泊客との分離を行ってください（濃厚接触の可能性のある者についても同様に対応）
また、感染拡大防止のため、必要に応じて情報収集を行ってください
（[県内宿泊施設における新型コロナウイルス感染症ガイドライン（第3版）](#) P.8,9参照）

- ・有症状者は、電話相談により受診調整済みの医療機関等を受診
- ・医師の判断により、PCR検査等を実施

検査結果が判明するまで、有症状者は医師の指示や助言に従い待機

感染が疑われない場合 （診察・検査が不要と判断された場合）

陽性的場合

発生届の対象となる方（※）

発生届の対象とならない方

保健所

医師から保健所に氏名・年齢・性別・住所・電話番号を報告

入院治療必要

入院治療不要

入院

（自宅療養と同様）
滞在中の宿泊施設で療養

健康状態の確認等
電話相談

新型コロナ自宅療養者フォローアップセンター（奈良市の場合）
奈良市保健所

陰性的場合

医師の診断に基づき、学校及び保護者等と相談の上、修学旅行への復帰可否を判断

- ・ 医師の判断により、発生届の対象となる方（※）は、必要に応じて保健所による入院調整
- ・ 入院治療が不要な方または発生届の対象とならない軽症・無症状の方は、自宅療養と同様の取扱いとして滞在中の宿泊施設で療養（費用は本人負担）
- ・ 療養中は「**新型コロナ自宅療養者フォローアップセンター（奈良市の場合）**」による支援（健康状態の確認、電話相談等）

（※）発生届の対象となる方は以下に該当する方です。

- 65歳以上の方
- 入院を必要とする方
- 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投薬等が必要な方
- 妊婦の方